

多気町公告第 24 号

次のとおり公募によるプロポーザルを行いますので、多気町契約規則(平成18年多気町規則第41号)第6条の規定により公告します。

令和 8 年 5 月 2 8 日

多気町長 筒井 尚之

令和 8 年度(R7 補正)民間資金等活用事業調査費補助事業 油田公園活用可能性調査事業 業務委託企画提案プロポーザル実施要領

1 目的

地域の農林業の活性化を図るため農地や森林を総合的に活用して都市と農村の交流拠点となる場をつくり、あわせて地場産業と郷土歴史の発展に資するため設置された油田公園は、町に寄贈され 20 年を超え、これまで地元自治会により大切に管理されてきたが、経年劣化による施設の損傷が進み、加えて人口減少、高齢化、担い手不足が加速する地元において、今後の維持管理が大きな課題になっている。町としても、どのようにするにしても多額の予算が必要と考えられ、その捻出も含め、難題としてあり続けた。

一方で、ほとんど周知をしていないにも関わらず、年間を通して同所を訪れる方は途切れることなく、また全国で活躍される親族の方々にとっての拠り所であり、かつこれだけ時間が経過しても地元住民にとって大切な場所、地域のランドマークであり続けた。

地元集落を含めた同所が持つ可能性と、それを実現するための手法等を明らかにするため、民間資金活用事業導入可能性調査を実施したい。地域資源を活用した、持続可能なまちづくりに寄与する多機能拠点としての発展を目指すものである。本事業を確実かつ円滑に遂行するため、業務全般にわたるコンサルティング業務を委託により行う。

については、本事業を実施するにあたり、当該業務を委託する事業者を選定するため企画提案プロポーザルを以下により実施する。

2 業務概要

- (1)業務名 令和 8 年度(R7 補正)民間資金等活用事業調査費補助事業
油田公園活用可能性調査事業業務委託(以下「本業務」という。)
- (2)業務内容 令和 8 年度(R7 補正)民間資金等活用事業調査費補助事業
油田公園活用可能性調査事業業務委託仕様書
(以下「仕様書」という。)のとおりに
- (3)履行期間 契約の日から令和 9 年 3 月 17 日まで
- (4)契約上限額 7, 000, 000円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は契約金額の限度を示すものであり、本町がこの金額で契約することを約束するものではない。

3 委託業者選定方式

募集方法はプロポーザル方式による公募とし、企画提案プロポーザルで選定した事業者を契約予定者とする。

4 応募要件

応募事業者は次の要件を満たしていることとする。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定で示すものに該当する者でないこと。
- ②多気町入札参加資格者名簿の計画策定・コンサルティング部門に登録があること。
- ③国・地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者。
- ④手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- ⑤会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、一般競争(指名競争)入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- ⑥三重県内の地方公共団体が発注する PPP/PFI に係る導入可能性調査の業務実績があること。
- ⑦地方公共団体が発注する業務において、地方公共団体が有する施設等の財務分析を行い、経営再生に向けたコンサルティングの業務実績があること。

5 審査方法・評価基準

(1) 審査方法

プレゼンテーションを実施し、企画提案書とプレゼンテーションの内容について審査員が評価基準に沿って審査し決定する。審査は役場関係部署で組織する審査委員会が行い、審査項目ごとの評価点数の合計点数で競う評価方式により行う。

応募事業者は、提出した企画提案書を使用してプレゼンテーションを行う。映像機器やパソコン等を使用する場合は、令和8年6月19日(金)午後5時までに担当部署に連絡すること。ただし、映像内容等は提出した企画提案書のみとすること。企画提案書の変更・追加は原則的に認めないものとする。

(2) 審査項目・評価基準

- ①業務実績 (関連する業務実績、幅広い事業方式・事業スキームに関する実績等)
- ②業務実施体制
- ③企画提案内容 (仕様書「5. 業務の内容」に記載された項目に関する提案)
 - a) 企画性: 本業務の目的に合致した提案となっているか。地域特性等を理解した上での提案となっているか。
 - b) 効果性: 本業務における調査・分析内容が具体的で効果的なものとなっているか。
 - c) 実現性: 提案された内容は、現実的で実現可能なものとなっているか。

- ④業務実施計画（業務工程）
- ⑤その他（提案者独自の提案。他社に対する優位性）
- ⑥見積金額

<審査項目・評価基準表>

審査項目	全体に占める割合	評価基準
業務実績	15/100	別紙1参照
業務実施体制	15/100	別紙1参照
仕様書「5. 業務の内容」に記載された項目に関する提案	50/100	別紙1参照
業務実施計画	5/100	別紙1参照
その他	10/100	別紙1参照
見積金額	5/100	別紙1参照

(3)プレゼンテーション実施日

令和8年6月24日(水)午後1時30分から

※開催場所や時間は企画提案書提出者に別途通知する。

※1応募事業者30分以内(説明20分, 質疑15分程度 ※応募事業者数により変更あり)。

(4)契約予定者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い事業者を契約予定者として選定する。ただし、最高点数事業者が複数ある場合は、審査員の協議により選定する。

提案者が1者の場合は、各委員の評価点の平均が60点以上である場合に限り、契約予定者として選定する。

(5)審査結果

審査結果は、令和8年6月29日(月)に文書で発送する。

なお、当該契約予定者が辞退した場合は、次点の事業者を契約予定者として選定する。

(6)その他

①審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

②審査結果は参加した全ての応募事業者に採択、不採択のみ文書で通知する。

6 質問及び回答

(1)受付期間 令和8年6月10日(水) 午後5時まで

(2)受付方法 質問書【様式3】をFAX(0598-38-1140)で受付。

なお、多気町役場商工観光課(電話 0598-38-1124)へ到着の確認を行うこと。

(3)回答方法 一括してとりまとめ、質問者全員にメールで回答する。

(4)回答日 令和8年6月12日(金)

7 参加申込書の提出期限

- (1)提出書類 企画提案プロポーザル参加申込書【様式4】
- (2)提出期限 令和8年6月15日(月)午後5時まで(必着)
- (3)提出部数 1部
- (4)提出方法 郵送もしくは持参(土日及び時間外は受け付けない。)とする。ただし、郵送の場合は書留郵便とする。

8 企画提案書の提出及び期限等

(1)提出書類

- ①企画提案書提出届 【様式1】
- ②会社概要書 【様式任意:A4版1ページ以内(既存パンフ等でも可)】
- ③業務実績 【様式任意:A4版2ページ以内】

次の実績については必ず記載すること。

三重県内の地方公共団体が発注する PPP/PFI に係る導入可能性調査の業務実績、及び地方公共団体が発注する業務において、地方公共団体が有する施設等の財務分析を行い、経営再生に向けたコンサルティングの主な契約実績(実施年度、事業名、契約相手先)

- ④業務実施体制 【様式任意:A4版1ページ以内】

実施体制及び配置可能な技術者の氏名、所属、経歴、資格、実績を明記すること。その他、円滑に実施するための体制について、特記すべき事項があれば記載すること。

- ⑤企画提案書【様式任意】

企画提案書には以下の項目を記載(ア～ウの順)し、全体をA4版、両面印刷15ページ以内で作成すること。(A3版の場合は、1ページをA4版2ページとみなす。また、表紙・目次を付ける場合にはページに含めない。)

- ア) 仕様書「5. 業務の内容」に記載された項目に関する提案
- イ) 業務実施計画
- ウ) その他(本業務遂行にあたり、仕様書に記載された事項に加えて実施できる提案や他社に対して優位であると思われる点など)

- ⑥見積書【様式2】

積算が詳細に分かる内訳書を添付すること。

- (2)提出期限 令和8年6月19日(金)午後5時(必着)
- (3)提出部数 8部(原本1部、副本6部)
- (4)提出方法 郵送もしくは持参(土日及び時間外は受け付けない。)とする。ただし、郵送の場合は書留郵便とする。

9 提案書の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1)提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合。

10 留意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案資料については、返還しない。
- (3) 提出された提案資料については、多気町情報公開条例(平成18年多気町条例第9号)に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しないので当該部分を明記すること。
- (4) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等は、多気町個人情報保護条例(平成18年多気町条例第10号)を遵守すること。
- (5) その他必要な事項は、多気町会計規則の規定によるものとする。
- (6) 成果物の著作権の全部(著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む)は、多気町に帰属するものとする。

11 スケジュール

質問受付期間	令和8年6月10日(水)午後5時
質問に対する回答	令和8年6月12日(金)
参加申込書提出期限	令和8年6月15日(月)午後5時
企画提案書提出期限	令和8年6月19日(金)午後5時
プレゼンテーション実施日	令和8年6月24日(水)《午後》 ※応募事業者多数の場合は、25日となる場合もあります。
審査結果通知文書発送	令和8年6月29日(月)

12 連絡及び提出先

〒519-2181

三重県多気郡多気町相可1600番地 多気町役場 商工観光課

担当 : 西村、園田

電話番号: 0598-38-1124 FAX: 0598-38-1140

E-mail: shoko-kanko@town.mie-taki.lg.jp

開庁時間: 午前8時30分～午後5時15分

(別紙1)

油田公園活用可能性調査事業業務委託に係る業者選考評価基準及び配点

審査項目	審査事項	配点	評価点の掛け率				
			A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)
業務実績	PPP/PFIの関連業務や、地方公共団体が有する施設等の財務分析を行い、経営再生に向けたコンサルティングの実績・ノウハウを有しているか。本業務に有効な実績・ノウハウ(幅広い事業方式・事業スキームに係る実績等)を有しているか。	15点	極めて十分	十分	普通	やや不十分	不十分
業務実施体制	業務遂行に十分な組織体制が整っており、柔軟な対応(打合せを含む。)が可能か。(実績のある技術者及び必要な人員が十分確保されているかなど。)	15点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
仕様書「5. 業務の内容」に記載された項目に関する提案	a)企画性:本業務の目的に合致した提案となっているか。地域特性等を理解した上での提案となっているか。	10点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
	b)効果性:本業務における調査・分析内容が具体的で効果的なものとなっているか。	20点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
	c)実現性:提案された内容は、現実的で実現可能なものとなっているか。	20点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
業務実施計画	業務工程が具体的かつ実現可能なものか。	5点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
その他	仕様書に記載された事項に加えて実施できる提案や他社に対して優位であると思われる点(民間企業とのネットワーク等)。	10点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
見積金額	右の通り	5点	見積金額満点(5点)×提案された最低額/提案額 (小数点以下は切り捨て)				
合計(100点満点)			_____点				

【様式1】

企画提案書提出届

多気町長 あて

令和 8 年度(R7 補正)民間資金等活用事業調査費補助事業油田公園活用可能性調査事業業務委託について、別紙のとおり企画提案書を提出します。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

氏名		所属・ 役職等	
住所			
電話		FAX	E-mail

【様式2】

見 積 書 (委託業務関係用)	
見 積 価 格	¥
施行(履行)場所	多気郡 多気町 地内
委 託 (業 務) 名	令和8年度(R7補正)民間資金等活用事業調査費補助事業 油田公園活用可能性調査事業業務委託
<p>上記金額で多気町会計規則(平成18年多気町規則第38号)及び指示のあった条件 によって請負したく見積ります。</p> <p>なお、上記金額に100分の110を乗じた額(1円未満の端数は切り捨てる。)が契約希 望金額です。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">見積者 所在地</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 印</p> <p>多気町長 あて</p>	

【様式3】

質 問 書

令和 年 月 日

多気町長 あて

所在地

商号又は名称

担当者氏名

印

電話

FAX

E-mail

令和8年度(R7補正)民間資金等活用事業調査費補助事業油田公園活用可能性調査事業業務委託に係るプロポーザルについて、下記のとおり質問します。

記

項 目	(書類名称・ページ・項目など)
内 容	

注 質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

送付先: 多気町役場商工観光課 FAX 0598-38-1140

(電話 0598-38-1124)

【様式4】

令和8年度(R7補正)民間資金等活用事業調査費補助事業
油田公園活用可能性調査事業業務委託企画提案プロポーザル参加申込書

令和8年 月 日

多気町長 あて

私は、下記の案件に参加したいので、申し込みます。

なお、この申込書及び後に提出する企画提案書等の記載事項については、事実と相違ないこと及び下記誓約事項について誓約します。

住所(所在地):

申込者 商号又は名称:

代表者職氏名: 印

電話番号: FAX 番号 :

記

1. 案件名称 令和8年度(R7補正)民間資金等活用事業調査費補助事業
油田公園活用可能性調査事業業務委託

2. 誓約事項

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定で示すものに該当する者でないこと。
- ②多気町入札参加資格者名簿の計画策定・コンサルティング部門に登録があること。
- ③国・地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者。
- ④手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- ⑤会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立
がなされている場合、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しく
は再生手続開始の申立
がなされている場合にあっては、一般競争(指名競争)入札参加資格の再
審査に係る認定を受けていること。
- ⑥三重県内の地方公共団体が発注する PPP/PFI に係る導入可能性調査の業務実績があるこ
と。
- ⑦地方公共団体が発注する業務において、地方公共団体が有する施設等の財務分析を行い、経営
再生に向けたコンサルティングの業務実績があること。

3. 申込書の記載事項に関する問い合わせ先

名称:

担当者名:

電話番号:

FAX 番号:

E-mail:

※申込書に記載の個人情報に関しては、落札資格確認のために利用する以外に使用しません。

※本書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかに担当課あてに連絡してください。